平成２３年（フ）第４９号
兵庫県宍粟市山崎町葛根118番地１、前住所兵庫県宍粟市波賀町谷286番地４
債務者　米澤　正利
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県宍粟市山崎町葛根118番地１、前住所兵庫県宍粟市波賀町谷286番地４
債務者　米澤　仁美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１４７号
鳥取県鳥取市湖山町南１丁目716番地１　クレセール・オエステ101号、旧住所鳥取県鳥取市桂見555番地７
債務者　橋本　譜美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島320番地３
債務者　福島　謙二
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第４６号
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲428番地１
債務者　角藤　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第５３号
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲428番地１
債務者　角藤　正文
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１２８号
福岡県飯塚市横田847番地３、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1245番地11
債務者　牧瀬　智紀
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４１号
福岡県嘉麻市牛隈2652番地
債務者　井手　玲子（旧姓河上）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４３号
福岡県飯塚市有安962番地158
債務者　髙橋　隆行
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４４号
福岡県飯塚市小正644番地１　政裕アパート５号
債務者　武井　政雄
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４５号
福岡県飯塚市小正644番地１　政裕アパート５号
債務者　武井　翔子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４６号
福岡県嘉麻市牛隈2620番地１
債務者　中津留　勇
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４７号
福岡県飯塚市鯰田2517番地８　県住525、前住所福岡県行橋市大字今井2051番地13
債務者　今宮　澄江
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４２６号
北九州市門司区大字吉志1980番地６
債務者　酒井　雄二
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２７号
北九州市門司区大字吉志1980番地６
債務者　酒井　　忍
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０１号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目11番20号
債務者　志氣　**浩**一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５８１号
北九州市八幡西区町上津役東１丁目20番24号
債務者　藤川　　哲
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部